在宅ケアのご案内

大切な時間を住み慣れた場所で過ごすために

painted by Masayo Kunii

医療法人　出水クリニック
〒596-0046
岸和田市藤井町1-12-5　エアリーズ上野1階
TEL：072-437-5811　Fax：072-437-5836
メールアドレス：　clinic@demizu-c.or.jp

1．訪問診療と訪問看護

当クリニックでは長期にわたる病気で自宅療養されている方、病状から外来通院の困難な方、自宅で寝たきりの状態にある方、自宅で療養されるがん患者さんなどのご家庭を医師、看護師が計画を立てて定期的に訪問し（訪問診療・訪問看護）、患者さんの診療、看護をおこなうとともに、病状の観察や療養上の注意、日常生活での介護方法などを説明させていただきます。ご家庭で介護、療養をしていくことは大変なことではありますが、住み慣れた家、地域で安心して療養していただけるよう、スタッフ一同全力でご協力させていただきますのでお困りのことは何でもご相談下さい。必要なときには24時間いつでも連絡がとれるようにしております。

(1)訪問日

落ち着いて予定が立ったら、訪問予定を書いたカレンダーをお渡しします。通常毎月月末に、翌月のカレンダーを渡しています。通常この計画通りの日にちに訪問を行い、途中で変化があれば臨時に往診、訪問看護をおこないます。

訪問予定日は朝9時～10時頃に看護師が電話を入れます。（この時間帯にご都合が悪い場合は、ご相談ください。）

この時、患者さんのご様子を尋ね、薬や処置に必要な物品が無くなっていないかなどをお聞きしますので、あらかじめわかる 場合は見ておいてください。

そして、大体の訪問予定時刻を相談してお知らせします。

何軒かの家に連続して訪問をしていますので、予定通りに行かないこともあり、30分程度前後することはご理解下さい。

医療保険や介護保険の一部自己負担金や交通費などをいただく場合は、訪問した翌月の10日過ぎに、請求明細書をお渡ししますので、ご清算下さい。毎回の訪問時に、お金はいただいておりません。入院その他で在宅ケアが終了した場合は別途ご精算下さい。

(2)訪問の回数

患者さんの状態により様々です。基本的には状態が落ち着いておられれば、２週間に１回の医師による訪問診療と週１回の訪問看護を行います。また、看護、処置などが必要な場合には、訪問の回数を必要な回数まで増やすこともあります。状況によっては、日曜や祝日も含めて毎日訪問をする場合もあります。

診療は医療保険で、看護は介護保険または医療保険を使って行います。

(3)訪問で行うこと

診察、注射、点滴、投薬、採血検査、血液ガス測定、心電図検査、腹部エコー検査、バイタルサインチェック（血圧、脈拍、体温、酸素飽和度測定、意識や呼吸回数などの測定と観察）、処置（褥瘡（床ずれ）、カテーテル類（胃瘻、腸瘻、気管切開チューブ、膀胱留置カテーテル、中心静脈ルートなど）の管理など、保清（体を拭いたり、シャワーや入浴の介助）、設置している医療機器（吸引器、吸入器酸素濃縮装置、持続注入装置など）の使用説明やチェックなどを行うことができます。

(4)訪問ではできないこと

レントゲン撮影：必要な場合は病院またはクリニックに来ていただいて撮影します。CT、MRI、内視鏡検査（胃カメラ、大腸カメラなど）、超音波検査の一部（心エコーなど）や、その他高度な医療機器が必要な検査や治療は、病院と連携を取り、予約して行っていただいて受けることになります。

(5)24時間対応

当クリニックの通常の業務時間は平日8:30～17:00、土曜8:30～12:30で、日曜祝祭日は休みです。ただし在宅患者さんには、夜中でも休みの日でも、必要なときには24時間連絡がつくようにしていますので、ご連絡下さい。電話での相談、看護師または医師の訪問を必要に応じて行います。クリニック留守番電話に用件、お名前、電話番号をいれていただけば、こちらから折り返し電話を入れさせていただきます。

＜別紙　緊急時の連絡法　をご覧下さい＞

２．緊　　急　　時

3つの場合が考えられます

(1)落ち着いて過ごされていたのに、急に苦しがったり、出血をしたり、大きなけがをしたりと言うように、病院での検査、治療が必要な場合。

まずクリニックに連絡をいれていただければ、救急車をすぐに呼ぶか、一度往診をしてからにするかなどを電話で相談し、指示をさせていただきます。もちろん超緊急時には、直接救急車を呼んでいただくこともあります。119にかけて、まず「救急です」といって、名前、住所、場所、電話番号、状態などを救急隊の指示に従って伝えます。

とりあえず必要なのは、保険証とお金を持つこと、家の火の始末、戸締まりです。余裕があれば当クリニックからでている薬の内容がわかる紙を持って行ってください。また、当クリニックにも連絡を下さい。診療情報を搬送先へFAXできます。

(2)病状がだんだんお悪くなってきていて、いつ何が起きてきても不思議ではないというような状態にすでになっておられ、色々検討した結果、このまま家で看ていくことになっている場合。

このときに、さらに大きな変化が起きてきたときは、通常、病院に行っても積極的な治療は困難だと思われます。病院でも延命のためにのどに管を入れて人工呼吸器をつけたり、点滴で昇圧剤を投与するなどの方法をとるしかありませんが、ご本人にとっては苦しい状態を続けることになりかねません。前もって、ご本人やご家族のご希望を確かめておくことが前提ですが、救急車より私たちを呼んでいただく方が望ましいと思います。相談の上、苦痛を緩和する方向での治療を行うことが家でも可能です。

(3)大変まれな出来事ですが、朝、様子を見に行ったら、お返事が無く、呼吸もしていない、身体も冷たいといったことが、無いわけではありません。こうした時は夜中に亡くなられている可能性が高いと思います。このときも、あわてて救急車を呼ばずに私たちにまずご連絡、ご相談下さい。訪問して対処をする（医師の往診による死亡診断と診断書作成、看護師によるお体をきれいにしたり着替えたりのお手伝い）ことができます。

3. 投 薬 に つ い て

内服薬、坐薬、ぬり薬、貼り薬、一部の点滴などの薬は処方箋でお出しします。在宅の場合、病院から様々なお薬を引き継いだり、医療用の麻薬が必要になったり、多様なお薬が使われますので、自院の在庫にとらわれず日本で使える薬はどれでも使える処方箋が便利です。近くにご存知の調剤薬局があればそこで薬をもらうことが出来ますが、それが大変な場合や、薬の内容、扱いが複雑な場合は、希望すれば薬局さんから薬剤を届け、服薬指導をしてもらうこともできます（医療保険の場合：訪問薬剤管理指導、介護保険の場合：薬剤師による居宅療養管理指導）。この場合、介護保険の場合（１～３割費用がかかりますが、大きな額ではなく、夜や休みの日などに急に薬が必要になっても安心ですので、お勧めしています。処方は原則医師の訪問日に行いますが、ご家族や看護師の情報に基づいて医師が電話等で確認して判断し処方することもあります。

4. 介護・医療連携について

病院受診との関係

病院の外来受診と在宅ケアは並行して行うことができます。必要とご希望に応じて利用が可能です。どちらも医療保険が適応されます。

1.病院外来で週1回抗がん剤投与を受けていて、その間を在宅で診ている場合
2.病院の予約は月1回や2-3ヶ月に1回で主に在宅で診ている場合
3.普段は在宅でだけ診ていて、必要なときに予約して病院受診をしている場合
4.在宅でだけ診ていて病院には何年も行っていない場合
　など、色々な方がおられます。また必要なときは病院外来での検査、救急受診、入院などをすることが病院との連携で可能です。

普段、地域でよく連携している病院は
市立岸和田市民病院、岸和田徳洲会病院、和泉市立総合医療センター、市立貝塚病院、りんくう総合医療センター、葛城病院、寺田萬寿病院、藤井病院、天の川病院、岸和田平成病院、岸和田リハビリテーション病院、泉佐野優人会病院
などですが、それ以外の病院とも連携可能です。

またこれまでに次のような遠くの病院との連携もおこなっています。
大阪国際がんセンター、大阪府立急性期総合医療センター、国立病院機構近畿中央胸部疾患センター、国立病院機構大阪医療センター、近畿大学付属病院、堺市立総合医療センター、大阪母子医療センター、ベルランド総合病院、大阪市立大学付属病院、大阪警察病院、大阪市立総合医療センター、和歌山県立医大付属病院など

介護保険・ケアプラン作成

介護保険申請をされていたり、これからされる場合で、これまでにケアマネージャーさんがおられなかったり、心当たりの無い場合は、当院の訪問看護師のうち1名がケアマネージャー資格がありますので、ご相談下さい。特に、がんや神経難病などは医療との連携が重要ですので、当院にご相談ください。

5. 費 用 に つ い て

基本は「医療保険一部負担金」+「介護保険利用料」+「交通費」です。
詳細は別紙をご覧下さい。交通費は直線でおよそ4km以遠の方で、医療保険での訪問の場合にいただいています。また駐車場所が無くコインパーキングを利用する場合は実費をいただいています。

6. 申し込み書について

在宅ケアを依頼される時は申し込み書（別紙）を記入して下さい。初回に訪問させていただいた時にご自宅でいただきますので、事前に持ってきていただく必要はありません。

7. 流水での手洗いのお願い

私たちの身の回りには、目には見えませんが、あらゆる所に様々な微生物（ウイルス・細菌・カビなど）が潜んでいます。微生物は子孫を残すために繁殖しようとしています。微生物の多くは人にとって無害ですが一部の有害な微生物が人の中で繁殖した場合が感染です。感染＝病気ではありませんが、抵抗力が落ちていると病気を引き起こすことがあります。その場合に感染症と呼んでいます。

感染が起こるためには、以下の３つの要素が必要です。

1．感染源となる微生物の存在
2．感染経路
3．抵抗力のおちた人

多くの患者さんの家を訪問させていただいている私たち医師・看護師の手が微生物に汚染されると患者さんに感染源を運んでしまう可能性があります。今までは擦式消毒用アルコール製剤で手指消毒を行ってきましたが、感染予防策としては、流水と石ケンによる手洗いと擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒の併用がより効果的とされています。

患者さんの感染予防のために、医師・看護師の訪問時、ケア・処置の前後、退室時に流水による手洗いをさせていただきたいと思います。

使用する石ケン・ペーパータオルは持参します。

ご協力よろしくお願いします。